

霧島市条例第28号
令和8年6月10日

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 中重 真一

霧島市印鑑条例の一部を改正する条例

霧島市印鑑条例（平成17年霧島市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項ただし書中「規定する個人番号カード」の次に「、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード又は日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書」を加え、「「個人番号カード」」を「「個人番号カード等」」に、「自ら個人番号カード」を「自ら個人番号カード等」に改め、同条第2項中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改め、同条第3項中「、個人番号カード」を「、個人番号カード等」に改める。

第18条第1号及び第2号中「個人番号カード」を「個人番号カード等」に改める。

附 則

この条例は、令和8年6月14日から施行する。